

特定非営利活動法人

## 市民の生活権利擁護センターうさぎの耳 定款

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人 市民の生活権利擁護センターうさぎの耳と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取市富安二丁目159番地に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は地方自治体等と協力し、市民の生活、福祉、権利等さまざまな相談を行うとともに環境保全、まちづくりに関する政策提言を行うことによって、市民の権利の擁護及び市民の利益の増進と生活の安定ならびに社会発展に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。



- (1) 市民の生活、福祉、権利等さまざまな相談
- (2) 研修会、講習会等の開催ならびに講師の派遣
- (3) 環境保全、まちづくりに関する政策の提言

### 第3章 会 員

#### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、寄付行為を行った個人及び団体で、賛助会員として理事会が承認した個人及び団体
- (3) 協力会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業実施に協力を行う個人及び団体で、協力会員として理事会が承認した個人及び団体

#### (入 会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 目的を實踐するために、事業へ参加し、活動ができること。
- 2 正会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、その者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。



(賛助会員・協力会員の資格喪失)

第9条の2 賛助会員及び協力会員が、前条第1号、第2号又は第3号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(退 会)

第10条 正会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2 第6条2号及び3号の定める賛助会員及び協力会員亦同じ。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 法令に反する行為を行ったとき。
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 即納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。但し役員は正会員から選任しなければならない。

- (1) 理事 8名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事、1名を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員をかねることができない。



(職 務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 監事は、第24条の定める定時総会において、監査の結果を報告すること。
  - (4) 本項第1号及び第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は鳥取県知事に報告すること。
  - (5) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (6) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。



(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 事務職員は、代表理事が任免する。

## 第5章 総 会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

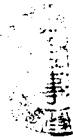
- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業計画及び活動予算ならびにその変更
  - (5) 事業報告及び活動計算
  - (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
  - (7) 入会金及び会費の額
  - (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (9) 事務局の組織及び運営
  - (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
    - (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面を



もって、召集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から召集があったとき。

#### (召 集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が召集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催予定日の5日前までには通知しなければならない。

#### (議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### (定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議 決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、全正会員出席の場合において、議題を追加し、その承認を受けたときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

#### (議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない



い。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付託すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第6号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催予定日の5日前までに通知しなければならない。
- 4 本条第1項により、代表理事は、必要な場合は、何時でも緊急理事会を招集することができる。この緊急の理事会において取られた措置は、別に定める規則に



従い、直近に開催される理事会の承認を得なければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。  
但し、第34条第4項の定める緊急理事会の定足数は、別に定める規則による。

(議 決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、理事全員が現実に出席し、審議すべき議案として承認された事項については、理事会議決事項とすることができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。





## 第7章 会員の遵守義務

### (品位保持)

第40条 正会員は、この定款を遵守し、常に関係法令等の研鑽と高潔な人格の保持に努めなければならない。

### (守秘義務)

第41条 正会員及び会員であったものは、職務上取扱った事件等について知りえた事実等は、他に漏らし又は利用してはならない。

## 第8章 資産及び会計

### (資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

### (資産の区分)

第43条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

### (資産の管理)

第44条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

### (会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第46条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

### (事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。



#### (暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (予備費の設定と使用)

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### (予算の追加及び更正)

第50条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

#### (事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (臨時の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下に掲げる事項を含む定款の変更を除いて鳥取県知事の認証を得なければならない。



- (1) 事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うもの以外）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法
- (4) 役員の定数
- (5) 会計に関する事項
- (6) 事業年度
- (7) 解散に関する変更（残余財産の処分に関する事項を除く）
- (8) その他、定款変更に際し認証が不要な事項

#### （解 散）

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 鳥取県知事による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、鳥取県知事の認定を得なければならない。

#### （残余財産の帰属）

第56条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

#### （合 併）

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

#### （公告の方法）

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、

内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第11章 雑 則

（細 則）

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	西 山 靖 代
副代表理事	高 濱 利 洋
理事	今 村 学
監事	藤 田 是 則
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成16年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、設立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	30,000円
(2) 年会費	12,000円

上記は、変更後の定款に相違ありません。

鳥取市富安二丁目159番地

特定非営利活動法人 市民の生活権利擁護センターの耳さぎの耳  
理 事 西 山 靖 代

